

平成24年8月7日

泉南市議会議長
竹田光良様

議会運営委員会
委員長 中尾広城

議会改革に関する懇談会緊急答申について

貴職より、議会審議の活性化・議会活動の透明化、並びに議会改革の推進のため、諮問を受け、本懇談会において、平成24年8月7日の懇談会までの間、計7回の会議を開催し、精力的かつ慎重に検討を行った結果、今般、別添のとおり緊急答申がまとまりましたので、報告いたします。

■本緊急答申に関係した者の氏名

	氏 名	備 考
会 長	中 尾 広 城	
副会長	大 森 和 夫	
委 員	河 部 優	
委 員	梶 本 茂 躰	
委 員	角 谷 英 男	
委 員	南 良 徳	

■これまでの経過について

地方分権に対応した住民自治を確立するうえで、議事機関としての地方議会の果たす役割と責任はますます重要になってきています。

このような中、市民の負託と期待に的確にこたえるため議会審議の活性化、議会活動の透明化を進め市民に分かりやすい議会となるべく、議会・議員の活性化等について、平成24年1月30日開催の議会運営委員会において、検討方法及び検討組織を確認し、同日、議会改革に関する懇談会を設置しました。

本懇談会では、議長からの諮問事項に基づき、平成24年8月7日までの間、7回の会議を開催しました。

第1回懇談会	平成24年2月21日（火）	議会改革に関する諮問事項について
第2回懇談会	平成24年4月10日（火）	議会改革に関する諮問事項の優先順位について
第3回懇談会	平成24年4月27日（金）	常任委員会等の定数について
第4回懇談会	平成24年5月30日（水）	常任委員会等の定数について、
第5回懇談会	平成24年7月 2日（月）	常任委員会等の定数について 議会ウェブサイトのリニューアルについて
第6回懇談会	平成24年7月17日（火）	常任委員会等の定数について 議会ウェブサイトのリニューアルについて 申し合わせ事項の見直しについて 議会報編集委員会の取り扱いについて
第7回懇談会	平成24年8月 7日（火）	常任委員会等の定数について 申し合わせ事項の見直しについて 議会改革に関する懇談会緊急答申（案）について

■検討方法について

本懇談会では、議会改革の推進のため、諮問を受けた項目について「喫緊の課題」「任期中（改選前）にすべき課題」「改選後にすべき課題」と3つの要件に分類し、優先順位を決め、検討を重ねてきました。

■検討結果、並びに経過報告について

1、常任委員会等の定数について

平成23年第2回定例会において「議員定数条例の一部を改正する条例」が可決されたことに伴い、本年（平成24年）10月の一般選挙より、議員定数が20名から18名に削減となります。

このようなことから、委員会条例を改正する必要があることから、協議し

た結果、常任委員会については、複数所属は導入しないこととし、設置数については、3常任委員会から2常任委員会、各委員会の委員定数については、それぞれ9人、常任委員会の名称及び所管事項については、次の通りと決定しました。

総務産業常任委員会 9人

- (1) 総務部の所管に属する事項
- (2) 財務部の所管に属する事項
- (3) 行財政改革推進室の所管に属する事項
- (4) 都市整備部の所管に属する事項
- (5) 上下水道部の所管に属する事項
- (6) 人権推進部の所管に属する事項
- (7) 会計課の所管に属する事項
- (8) 選挙管理委員会の所管に属する事項
- (9) 他の委員会の所管に属さない事項

厚生文教常任委員会 9人

- (1) 市民生活環境部の所管に属する事項
- (2) 健康福祉部の所管に属する事項
- (3) 教育委員会の所管に属する事項
- (4) 消防本部の所管に属する事項
- (5) 農業委員会の所管に属する事項

なお、2常任委員会になると、議事が集中して議論が尽くせないのではないかと、の少数意見がありました。

2、申し合わせ事項の見直しについて

①会派の定義として「会派とは、2人以上の所属議員を有する団体とする。」を申し合わせ事項に追加しました。

②議会役員の任期については1年とする。（1年交代）

正副議長の任期については、申し合わせ事項により1年となっているが、2年とする提案があったことから、他市の状況等を調査・研究した中で、正副議長の任期については、引き続き議論を継続しておこなうことになりました。

また、正副議長以外の議会役員の任期については、従前通り1年とすることを確認しました。

③予算特別委員会及び決算審査特別委員会委員の選出及び所属方法について
予算・決算委員の選任については、正副議長（2人）を除き議員数の半数
「18人（定数）－2人（正副議長）＝16人 → 予算委員：8人と決
算委員：8人」から選任することになっており、委員の選出基準につ
いては従前からの「予算委員に就任すれば、次は、決算委員に就任する」と
いう、委員の所属を輪番することを引き続き踏襲することになりました。

④要望決議、意見書等（議員提出議案）の提案について

要望決議、意見書等の提案要件については、次の内容に改めました。

「原則として、全会一致制を基本とするが、この限りではない。

議案の提出については、議長宛に提出した者が、議会前に開催する議会運
営委員会に出席し、内容の説明をおこなうとともに、本会議においても、
議案の提案並びに、趣旨説明をおこなうこととする。」

⑤請願及び陳情の受付及び審査について

従前通りとすることを確認しました。

⑥代表質問について

代表質問の質問時間、及び関連質問の取り扱いについて、申し合わせ事
項には、具体的な記載がないため、次の内容を追加しました。

「質問時間は、会派人員に応じた質問時間とし、各会派に与えられた60
分の基準時間に、会派人員が1人を増すごとに10分を加算する。また、
代表質問では、質問時間内での関連質問を認める。なお、代表質問におけ
る発言順位については、会派人員の多い会派から行う。」

⑦農業委員会委員、泉南清掃事務組合議会議員の以上2つの役職の選出につ
いて

農業委員会委員の選出については、平成23年9月22日付「泉南市農
業委員会議会推薦委員に関する要望書」が泉南市農業委員会会長より提出
されていることから、懇談会において、近隣市町の状況を調査・研究、並
びに議論の結果、議会推薦委員4人の内、従前の市議会議員4人から2人
とすることとなりましたが、現状維持、若しくは3人とすべきとの少数意
見がありました。

なお、農業委員会委員の選出基準については、次の内容に改めました。

「農業委員については、正副議長に就任した当該年度、及び次年度は就任
できない。」

さらに、泉南清掃事務組合議会議員の選出については、本組合について
は、阪南市との一部事務組合であり、本市単独では、議論を進めることは

難しく、本年10月に議会改選を控えた現在、協議・調整するための時間的な余裕がないことから、議論を継続することとなりました。

なお、報酬についても、月額とするものか、日額とするものかも含めて議論を継続することとなりました。

また、泉南清掃事務組合議会議員の選出基準について、次の内容に改めました。

「泉南清掃事務組合議会議員については、議長、副議長に就任した、当該年度は、あて職となるが、次年度は就任することができない。」

⑧会派に属さない議員の各派代表者会議の出席について

従前通りとすることを確認しました。

⑨「議長の諮問機関として議会改革に関する懇談会を任期毎に設置する事ができる。」を申し合わせ事項に追加しました。

⑩本会議前の日程等として、議会開催に係る「一般質問・発言通告書・意見書等（議員提出議案）の発送日及び締切日、請願・陳情の締切日等」について、具体的に記載することとなりました。

3、その他

①泉南市議会ウェブサイトのリニューアルについて

泉南市議会ウェブサイトについては、平成14年の開設以来、大幅な変更等は、おこなっていないことから、内容、デザインを刷新することにより「誰でも、いつでも、どこでも必要な情報が入手でき、使い易く、分かりやすい、ホームページの構築を目的に」ウェブサイトのリニューアルをおこなうこととなりました。

②議会発言席の常設設置について

一般質問並びに代表質問のあり方を改善、充実するため平成21年第1回定例会より、臨時的に発言席を設けておりましたが、自席での質問とは違い、発言席から質問をおこなうことにより、議員が1人で市長、理事者と向き合い、質問をおこなうことで、緊張感をもった質問、並びに発展的な議論が展開できていることから、発言席を常設設置することとなりました。

■その他の議会改革に関する取り組み項目について

上記以外の議会改革に関する諮問項目については、本懇談会において調査、研究を精力的におこない、結論を得た項目については、必要に応じ、答申を行う予定であります。

■答申後の対応について

本答申を委員長に提出したのち、委員長より議会改革に関する項目の協議、確認のため、委員会条例等を含めた具体的な対応策について、議会運営委員会が開催されることとなりますが、本懇談会で協議、検討された結果が十分に尊重されることを望むものであります。